

人材サービス総合管理サイト

その他の情報。

1. 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払う
2. 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しない。また有期雇用 派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が 存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として 解雇しない
3. 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働雇用契約期間内に 労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用 者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準 法第 26 条に基づく 手当を支払う。